

【写真撮影記入例】

公園内行為許可申請書と合わせて、
企画書の提出もお願いします。

公園内行為許可申請書	
令和 年 月 日	
埼玉県立さきたま史跡の博物館長	注1) 申請者は、出版会社の責任者の方 をお願いします。
住所	
氏名	
〔法人にあっては、その名称及び 所在地並びに代表者の氏名〕	
埼玉県都市公園条例第9条第1項の規定により、下記のとおり都市公園内における行為の許可 を受けたいので申請します。	
記	
行為の目的	記入例：雑誌「〇〇〇」に掲載のため
行為の期間	令和 年 月 日 令和 年 月 日 注2) 予備日がある場合は予備日も含め記入してください。(その場合、「いずれかのうち1日」などと明記)
行為を行う場所又は利用する 公園施設	記入例：さきたま古墳公園 丸墓山古墳外
行為の内容	記入例：写真撮影
使用料(利用料金)の納付方法	一括・毎年四半期ごと 注3) 無記入としてください。
埼玉県都市公園に関する規則 第3条第2項に定める事項	撮影時間 記入例：9時から12時 注4) 準備時間を含めた概ねの時 間を記入してください。
	撮影のための人員 記入例：5人 注5) モデルを含むスタッフ全員 の人数を記入してください。
	撮影のため使用する物品及び機械 記入例：ハンディカメラ1台、三脚1基
	現場責任者 住所 氏名 電話番号 注6) 撮影現場における責任者名 を記入してください。 住所は申請者と同様で結構です が、当日現場と連絡が取れる携帯 番号をお願いします。

【写真撮影記入例】

■利用料金について

- ・公園内での写真撮影に当たり、下記のとおり料金が発生します。
- ・写真撮影の許可書と一緒にお渡しする「納入通知書」を受取りましたら、写真撮影日の前日までに必ず納付してください。
- ・なお、納付の確認のためお手数ですが、領収書の写しを電子メールでお送りください。
送付先メールアドレス：k591111@pref.saitama.lg.jp

条例第九条第一項各号に掲げる行為の種類	単位		金額（県内）	金額（県外）
	数量	期間		
業として写真を撮影する場合	1件	半日	360円	540円
		1日	740円	1,110円

■利用時間について

- ・公園内での利用時間は、午前8時30分から午後9時までです。
- ・4時間の利用で半日となり、4時間を超える利用は1日の料金となります。
- ・なお、写真撮影の準備及び撤収の時間も含めて、利用時間となりますのでご注意ください。

■企画書について

- ・任意の様式での提出をお願いします。
- ・写真撮影の目的・内容、日時、案内図（利用場所、誘導員の配置を明記）等を記載し、申請書と合わせて提出してください。
- ・写真撮影で利用する区域を別添図面に着色してください。

■その他

- ・申請書は、10日前までに提出してください。
- ・一般利用者に対する安全確保等の配慮をお願いします。
- ・公園内におけるドローンの持ち込みは禁止されていますので、ドローンの使用はご遠慮願います。なお、特別に必要と認められる場合においては、使用を認める場合があります。
- ・史跡指定地のため、案内板の設置に当たり、杭や釘等土中に打ち込む行為は禁止されていますのでご了承ください。